

# 佐久穂町いじめ対応マニュアル

## 【いじめ防止対策のための対策の基本理念】

○いじめは全ての児童生徒に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

○いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童生徒がいじめ問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

○いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうることから、いじめが児童生徒の心身に重要な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

### 【指導助言の基本姿勢】

- ①最悪結果の防止
- ②絶対に許されないという認識
- ③人権侵害としての取り組み
- ④被害児童生徒の保護を最優先
- ⑤心理的事実の傾聴・共感
- ⑥加害児童等への責任ある指導
- ⑦集団全体をとらえた指導
- ⑧学校全体で取り組む体制

### 【事実関係把握の観点】

- ①被害の様態
- ②被害の状況
- ③集団の構造（被害・加害・観衆）
- ④いじめの動機、背景
- ⑤被害児童等の状況（心情面）
- ⑥加害児童等の状況（心情面）
- ⑦保護者、他教師の把握状況
- ⑧他の問題との関連

### 【指導に当たっての留意事項】

#### ○しなければならないこと

- ・被害者の保護
- ・被害者の心情の理解
- ・加害者の心情の理解
- ・家庭への連絡、謝罪、連携、協働体制

#### ○してはならないこと

- ・事実関係があきらかにならないうちの個別指導
- ・いじめである、加害者であるという決めつけ
- ・される側にも原因があるという予断
- ・単純な説諭による指導
- ・加害者が十分理解する以前の加害者と被害者を同席させての面談

## 【関係機関連絡先】

佐久穂町教育委員会こども課（学校教育係）	: 0267-86-4940
長野県教育委員会心の支援課（24時間いじめ相談電話）	: 0570-0-78310
長野地方法務局（子ども人権110番）	: 0120-007-110
佐久児童相談所	: 0267-67-3437
佐久警察署	: 0267-68-0110